

議案第76号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年9月25日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和35年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長及び教員に限る。）」を「次の各号に掲げる職員」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）
- (2) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法第2条第1項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。）

第20条に次の1項を加える。

- 3 第5条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

第21条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第1項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改める。

第25条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第25条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第26条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項、第25条の2第2号及び第26条第1項の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第25条第1項、第25条の2第2号及び第26条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

会計年度任用職員の給与に関する事項を別に条例で定める規定を追加するほか、地方公務員法の改正に伴い、欠格条項に係る規定等を改める必要がある。